法人も!

# 不動産の所有者の方へ

# 住所・名前の変更登記が義務化されます

令和8年4月1日から

不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

## POINT 1 住所・名前の変更の日から2年以内に登記!

※正当な理由なく義務に違反した場合、5万円以下の過料が科される可能性があります

## POINT 2 義務化前の変更も対象!

※義務化前に住所・名前に変更があった場合は、
令和10年3月末までに登記する必要があります

「シラナカッタヌキ」

## POINT 3 スマート変更登記でらくらく安心!

※かんたん・無料の手続をしておけば、その後は法務局で住所・名前の変更登記をします

スマート変更登記のご利用方法は裏面をご覧ください

法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

詳しくは、法務省ホームページへ
住所等変更登記 検索

# スマート変更登記のご利用方法

## 個人の方　検索用情報の申出をするだけ！

詳しくはこちら（法務省HP）

### ❶ 令和7年4月21日より前に不動産の所有者として登記されている場合

Webブラウザでかんたんにできます

所有者の
●現在の氏名 ●氏名ふりがな
●住所 ●生年月日
●メールアドレス
を法務局に申し出る

### ❷ 令和7年4月21日以降に不動産の所有者として登記する場合

登記の申請書に
●新たに所有者となった方の氏名
●氏名ふりがな ●住所 ●生年月日
●メールアドレス
を記載して申請する

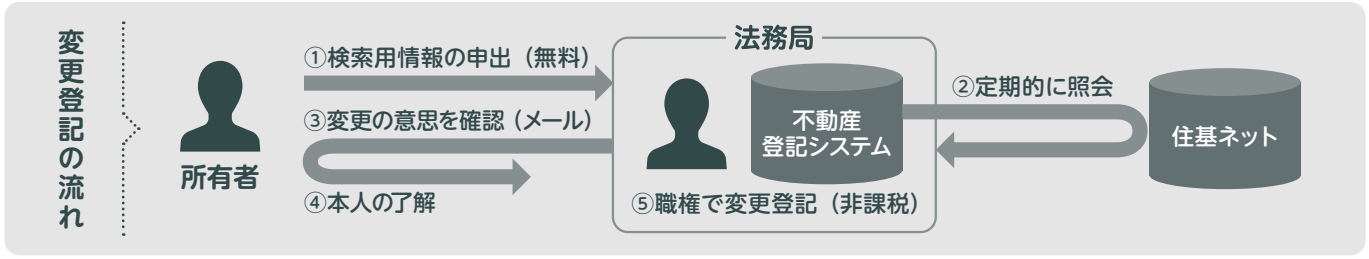


## 法人の方　会社法人等番号の申出をするだけ！

詳しくはこちら（法務省HP）

### ❶ 令和6年4月1日より前に不動産の所有者として登記されている場合

オンラインでかんたんにできます

所有者の
●会社法人等番号
を法務局に申し出る

### ❷ 令和6年4月1日以降に不動産の所有者として登記する場合

登記の申請書に
●新たに所有者となった方の名称 ●住所
●会社法人等番号
を記載して申請する

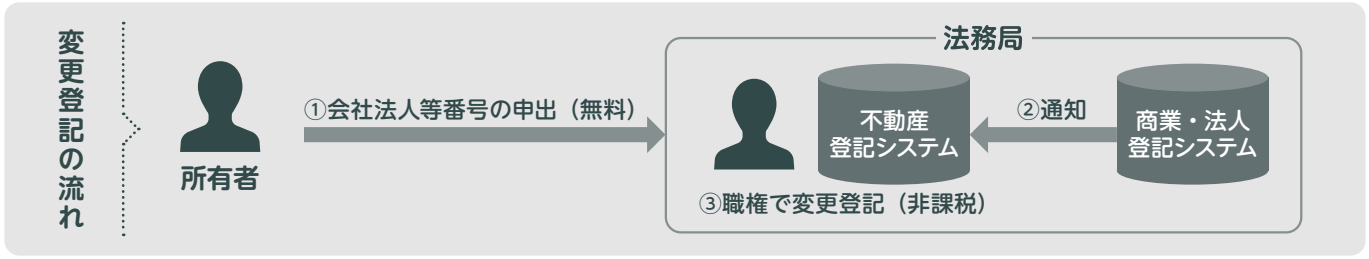


日本国外に居住している方や会社法人等番号のない法人は、スマート変更登記をご利用できないため、
住所・名前に変更があった場合には、「住所等変更登記の申請」をする必要があります。

## 住所・名前の変更登記について知りたいときは

全国の法務局では、
**手続案内（予約制）**を行っています

各法務局の案内についてはこちらから

ウェブ登記手続案内についてはこちらから

**専門家（司法書士、弁護士）に相談**
したい場合は、こちら

日本司法書士会連合会のホームページ

日本弁護士連合会のホームページ